地方独立行政法人

佐賀県医療センター好生館

清掃業務特記仕様書

２０２２年度

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

（総則）

第１条　地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「当院」という。）における清掃業務は、単に施設の美観保持だけではなく、県民医療を確保していくために衛生管理及び院内感染防止を支援するうえで重要な業務である。このことを認識し、診療等に支障なきよう留意するとともに、本特記仕様書、業務仕様細則、特記仕様書添付資料等、及び特に定めのないことに関しては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に基づき業務を遅延なく誠実に遂行し、清潔の保持に協力しなければならない。

（施行区域及び面積等）

第２条　施行区域及び面積等は、別紙のとおりとする。

清掃業務特記仕様書添付資料　1．施設概要の【病院棟】【研修・宿舎棟】【プレハブ棟】と相互間の渡り廊下を対象とする。保育所棟、建物周囲の指定個所以外の外構は対象外とする。詳細は第3条各業務毎の面積表による。

（業務内容）

第３条　清掃業務は、次の各業務とする。

（１）日常清掃業務

（２）定期清掃業務

（３）特別清掃業務

（４）その他清掃業務

（施行方法）

第４条　業務の施行については、清掃業務標準作業書・実施計画書・年間計画書に基づき、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を履行すること。

（１）清掃業務標準作業書

受託業者は、清掃単位ごとの清掃業務標準作業書を作成し、それぞれ当院担当者の承諾を受けること。

（２）実施計画書・年間計画書

受託業者は､業務スケジュールを明確にするために実施計画書･年間計画書を作成し、当院担当者の承諾を受けること。

（３）従事者名簿

受託業者は、業務を施行するにあたり従事する者の名簿を事前に当院担当者に提出すること。

なお、転勤や退職等により従事者に異動がある場合は、事前に届けを出し承認を受けること。従事者名簿についても速やかに差し替えること。

（４）その他

受託業者は、その他業務方法の変更等の必要が生じた時は、当院担当者と協議のうえ清掃業務標準作業書の変更を行い、当院担当者の承諾を受けること。

（受託体制）

第５条　受託業者は、以下の管理体制をもって業務を行うこと。

（１）受託責任者

受託業者は、当院内に常勤の受託責任者１名を置き、業務を円滑に実施するよう当院担当者の意見を充分に反映させること。受託責任者には、清掃に関し相当の知識・経験を有し、病院清掃業務（２年以上）を含む清掃業務について３年以上の実務経験を有する者を配置すること。

（２）副受託責任者

受託業者は、当院内に常勤の副受託責任者を置き、受託責任者の補助にあたらせること。副受託責任者は、各担当区域ごとに責任管理体制を明確にし、日常の点検業務等を行うこと。副受託責任者には、清掃に関し相当の知識・経験を有し、病院清掃業務について２年以上の実務経験を有する者を配置すること。

（３）従事者

新たに当院の清掃業務に従事させる場合は、従事者として受託業務を行うために必要な知識が獲得できるよう研修を行い、一定の知識が得られた者を配置すること。

２　受託業者は、当院内に配置する従業者の住所・氏名・年齢・性別・病院清掃経験年数・清掃に関する資格等を記載した名簿及び健康診断書の写しを当院担当者に提出し、承諾を受けること。

※　従業者とは、第１項に規定する受託責任者・副受託責任者・従事者を総称したものである。

（連絡体制）

第６条　受託業者は、当院担当者と密接な連絡体制を構築し、業務の遂行、問題点の整理・解決等に努めること。

（１）定期会合

受託責任者は、業務内容、遂行上の問題点等について当院担当者との間で定期的な会合（ひと月に１回程度）を持ち、業務成果の確認、診療・療養生活を支援する環境設備に必要な業務運用の変更、業務遂行上発生している諸問題について協議すること。

（２）臨時会合

受託責任者は、業務遂行上緊急な問題が発生した場合、当院担当者と協議のうえ関係部門（病棟等）の従事者に指示する等、運用の整理を図ること。

（３）特別会合

受託者は、当院幹部職員が意見交換の必要性があると判断した場合、協議に応じなければならない。

（４）院内ラウンド

受託責任者は、当院の院内ラウンドが行われる際、職員より依頼があった場合には同行し意見交換を行なうとともに、問題点を把握したうえで従事者の指導に活かすこと。

（点検及び報告）

第７条　受託業者は、当院担当者に対して業務報告を文書で行うこと。

（１）業務日報

副受託責任者は、各担当部署の業務を点検し、受託責任者は、受託業務全体の完了状況を把握した後、業務の評価を行い翌執務日までに当院担当者に報告すること。

（２）業務月報

受託責任者は、業務日報に基づき業務内容を集約した業務月報を作成し、翌月５日までに当院担当者に報告すること。

（３）問題発生時の対応

受託業者は、業務遂行上問題が発生した場合直ちに問題処理を行うとともに、当院担当者に報告を行うこと。

（４）評価

受託責任者は業務が適切に行われ、当初の目的が目標通りに達成されたかどうかを確認し、新たな問題点を発見するために、定期的に評価を行うこと。

（５）検査

当院担当者は、業務に対して検査を実施し、内容が仕様書等に合致しないときは受託業者に作業の手直しを命ずることができる。

（６）保管

業務日報・業務月報・その他報告書は、作成日より２年間を超える年度末まで保管を行い、当院担当者から開示の要求があれば提示すること。

（７）その他

受託業者は、常に業務内容の点検・見直しを行い、業務改善に努めること。

（研修体制）

第８条　受託業者は、従業者に対して充分な研修計画を立て、当院担当者の承諾を受けること。また研修後は研修内容、参加人数等がわかる報告書を提出すること。

（１）清掃技術

受託業者は、清潔の保持・感染防止等について、清掃業務仕様書・清掃業務標準作業書等に基づき、従事者に対して充分な研修を行うこと。また、清掃技術の向上・研鑽に努め、従業者に対して研修を行うこと。

（２）院内感染

受託業者は、感染防止のため感染の発生要因等の正しい知識に関する研修を従事者に対して行い、病気に対する偏見等の排除に努めること。

（３）医療安全

受託業者は、医療安全の確保のため正しい知識に関する研修を従事者に対して行うこと。

（４）接遇マナー

受託業者は、病院という環境の特殊性を考慮し、患者・訪問客への接遇に対して充分な研修を行うこと。

（５）個人情報保護

受託業者は、患者等の個人情報保護を目的とし、正しい知識を得るよう従事者に対し研修を行うこと。

（６）その他

従業者は、当院主催する院内感染、医療安全に関する研修会に年２回以上参加するこ

と。

（作業従事）

第９条　受託業者は、従業者に充分な注意と訓練を行うこと。

（１）服装は定められた服装を使用し、常に清潔感のあるよう心掛け、特定の地域に入る時はマスクを着用させる等、当院の指示どおりに行わせること。

（２）作業従事については、清掃業務標準作業書等に基づく研修により充分な注意を払い、作業を行わせること。

（３）業務仕様細則等の内容を遵守させて作業を行わせること。

（４）従業者には清掃業務仕様細則に定める感染予防対策をあらかじめ行うこと。

（５）業務上知り得た情報、その他個人情報の保護に万全を期すこと。

（６）その他作業で不明な場合は、当院担当者の指示に従わせること。

（費用及び支給品）

第 10 条　受託費用については、業務仕様細則に定める支給品を除き受託業者の負担とする。

（１）主な費用

人件費・研修費・業務管理費・印刷製本費・薬剤費・資材費･従業者に対する感染予防対策費等業務委託に関する経費

（２）清掃資材

受託業者は、清掃用具・機械工具類については品質優良なものを使用し、日常の清潔保持に努めること。また、使用する器具・材料は、事前に当院担当者の承諾を受けること。

（３）再委託

再委託は原則として認めない。ただし、日常清掃業務以外について当院担当者が妥当と認める業務については、再委託先の業務内容・技術能力等を充分に聴取したうえで受託業者が最終責任を負うことを条件に認めることがある。

（４）その他

清掃業務仕様書・清掃業務標準作業書等に記載のない事項についても建物の管理上及び美観上異常と認められる事態の発見に努めるように心がけ､必要と思われる軽微な作業については、委託額の範囲内で実施し、当院担当者に連絡すること。また従業者で対処できない事態を見つけたときにも速やかに当院担当者に連絡すること。

（業務環境）

第 11 条　受託業者は、指定された従業者控室･清掃用具庫等を使用するとともに適切な管理を行うこと。

（代行保証）

第 12 条　不測の事態に備え､受託業者が代行保証を確保し当院担当者に対し報告を行うことを求めることがある。

（履行状況の評価）

第 13 条　当院は、本委託業務が仕様書のとおり適正に履行されているか日常の履行状況を評価する。その結果、問題があれば受託業者に対し改善を勧告する。勧告にもかかわらず改善傾向が見られない等、適正な履行が困難と認めた場合は、契約の全部又は一部を解除、又は契約金額の減額をすることがある。

（業務の引継ぎ）

第 14 条　受託業者が交代する際には、新旧の両受託業者は相互に協力して、新しい受託業者の業務開始日までに業務の引き継ぎを滞りなく済ませること。

（業務開始日）

第 15 条　清掃作業の業務開始日は、２０２２年１月１日からとする。

（その他）

第 16 条　本仕様書に疑義が生じた場合については、双方協議して定める。